

議 長 日程第6「議案第11号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。
提案理由。職員を派遣することができる団体を追加したいため、所要の改正をしたいので御提案をするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。今回の当該条例の改正につきましては、松田町観光協会が一般社団法人化となる見込みでございます。それに基づきまして、法律に基づきまして、一般社団法人への職員の人的支援が可能となるよう制度を整備するため、当該条例の一部改正を行うものでございます。

それでは1ページおめくりください。松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例。松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年松田町条例第1号）の一部を次のように改正する。第2条第1項に、次の1号を加える。（3）になります。一般社団法人松田町観光協会。

附則。この条例は、改正後の松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第1項第3号に掲げる、法人の設立の日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

では、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんね。

（「異議なし」の声多数）

異議なしとの声です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって議案第11号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 暫時休憩といたします。2時50分より再開をいたします。 (14時35分)